

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3012号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「令和2年度旭高第14号「広聴案件の処理について」」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3012号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3012	令和2年10月5日	令和2年10月23日	令和2年11月6日	令和2年12月9日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3012	「令和2年度旭高第14号「広聴案件の処理について」」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号該当 ・ 個人の氏名及び住所 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため） ・ 投稿原文 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため）	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3012	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《「市民の声」事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月広聴第3940号）に基づき「市民の声」事業を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、市民から提出された文書を旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）において供覧した際の供覧文書一式、具体的には起案用紙及び投稿原文である。</p> <p>イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《起案用紙上の個人の氏名及び住所の旧条例第7条第2項第2号該当性》</p> <p>本件では、投稿者の個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について》</p> <p>ア 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。</p> <p>イ 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、投稿原文には、個人の氏名及び住所並びに特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等が記載されている。</p> <p>このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。</p> <p>ウ そして、投稿原文は、旧条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ ところで、旧条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」として、行政文書の一部開示について規定している。</p> <p>本件では、投稿原文のうち、個人の氏名及び住所は、個人が識別される情報である。そして、個人の氏名及び住所を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを公にすることにより、特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p>《理由付記について》</p> <p>ア 審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、各規定が非開示とされた情報の</p>

答申番号	判断の要旨
3012	<p>どの部分に適用されるのか不明である旨をいい、理由付記の不備を主張するものと考えられるので、この点につき検討する。</p> <p>イ 本件では、一部開示決定通知書（令和2年10月23日旭高第1372号）において、非開示部分の概要、非開示規定、非開示規定を適用する理由を「4 非開示とする部分の概要」、「5 非開示とする根拠規定」及び「6 根拠規定を適用する理由」にそれぞれ記載しており、審査請求人は、どのような情報がいかなる理由により旧条例第7条第2項第2号に該当するのかを一応知ることができ、理由付記につき不備があるとは認められない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号省略）

（行政文書の一部開示）

第8条（第1項省略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することが

できることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881